

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (令和 6 年度変更)
計画主体	南会津町

南会津町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 南会津町 農林課
所 在 地 福島県南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1
電 話 番 号 0241-62-6220
F A X 番 号 0241-62-1288
メールアドレス h_nourin@town.minamiaizu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ ハクビシン、カラス、カワウ
計画期間	令和5年度～令和8年度
対象地域	南会津町 全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額(千円)	面積(a)
ニホンザル	水稻	267.9	25.4
	そば	104.7	83.4
	小 計	372.6	108.8
ニホンジカ	水稻	440.6	41.8
	そば	558.4	444.8
	りんご	399.2	10.0
	ノバラ	864.0	60.0
	小 計	2262.2	556.6
イノシシ	水稻	1224.2	116.0
	そば	34.9	27.8
	小 計	1259.1	143.8
ツキノワグマ	水稻	13.7	1.3
	りんご	39.9	1.0
	トマト	67.9	0.4
	小 計	121.5	2.7
ハクビシン	—	0	0
	小 計	0	0
カラス	水稻	14.8	1.4
	小 計	14.8	1.4
カワウ	—	0	—
	小 計	0	—
合 計		4030.2	813.3

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○ニホンザル

田島地域の桧沢地区を除く全町に群れが分布しており、作付け直後の5月～10月頃まで幅広い時期に被害が発生している。被害が頻発する地区では里慣れ・人慣れが進んでおり、年間を通して集落周辺で出没が見られる群れもある。

令和4年度における農作物被害金額は373千円と令和3年度の858千円から57%減少した。

○ニホンジカ

町全域に生息が確認されており、農作物被害は水稻の田植え後からそばの収穫期まで発生している。主に水稻を対象として集落ぐるみの防護柵整備が進んでおり、こうした地区の被害は確実に減っているものの、山間部に耕作地が多いそばでは耕作者（農業法人や大規模農家）単独による柵整備が実施されるケースが多く、柵の見回り等の管理が十分にできず的確な被害防止に至っていない。

令和4年度における農作物被害金額は2,262千円と令和3年度の4,607千円から51%減少した。

○イノシシ

町内の広い範囲で目撃や被害が報告されてきたが、令和3年度以降、目撃報告や捕獲数が減少している。農作物被害は、水稻を中心に依然として発生しているが、令和4年度における被害金額は1,259千円と令和3年度の3,270千円から61%減少した。

○ツキノワグマ

出没や農作物被害量は年によって変動があるものの、一部地域では里慣れに伴う被害の拡大や、毎年同時期・同一地区におけるトマト被害が確認されている。

山林における餌資源が不足する夏場（7月～9月）に被害や目撃が集中し、この時期には人の生活圏の近くでも出没があるため、里慣れによる人身被害のリスクも高まっている。

令和4年度における農作物被害金額は122千円で、令和3年度の126千円から3%の被害軽減を達成している。

○ハクビシン

近年、出没や被害に関する報告が増加しており、空き家の増加等により集落内が生息適地となったことで、家屋内への侵入や自家消費野菜類の被害が発生している。

被害総量としては、被害金額に含まれない自家消費野菜類であり、6月～9月頃に多く発生する。

○カラス

収穫前の水稻や、野菜類（自家消費のため被害数値には含めていない）の被害が報告されている。田島・南郷地域で被害の多い傾向がある。

○カワウ

アユ等を放流する5～6月頃から飛来し、阿賀川、桧沢川、伊南川で毎年確認されている。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
ニホンザル	農作物被害金額(千円)	372.6	298.1
	農作物被害面積(a)	108.8	87.0
ニホンジカ	農作物被害金額(千円)	2,262.2	1,809.8
	農作物被害面積(a)	556.6	445.3
イノシシ	農作物被害金額(千円)	1,259.1	1,007.3
	農作物被害面積(a)	143.8	115.0
ツキノワグマ	農作物被害金額(千円)	121.5	97.2
	農作物被害面積(a)	2.7	2.2
ハクビシン	農作物被害金額(千円)	0	0
	農作物被害面積(a)	0	0
カラス	農作物被害金額(千円)	14.8	11.8
	農作物被害面積(a)	1.4	1.1
カワウ	漁業被害金額(千円)	0	0
合 計	農作物被害金額(千円)	4,030.2	3,224.2
	農作物被害面積(a)	813.3	650.6
	漁業被害金額(千円)	0	0

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・南会津町鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器及びわなによる捕獲を実施 ・ニホンザル及びニホンジカは特定計画に基づいて策定した市町村管理事業実施計画に沿った個体数調整を実施し、これ以外の鳥獣は有害捕獲を実施している ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては捕獲報奨金により捕獲意欲及び捕獲圧の向上を図っている ・鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、効率的な捕獲体制の整備や獣類の生息状況調査を実施 ・効果的捕獲手法の実証や、捕獲技術の向上を目的とした研修会や講習会を実施	・捕獲従事者の高齢化が進んでおり、その中でも銃所持者の高齢化が顕著である ・地域によって捕獲従事者の人数に著しい偏りがあり、既に捕獲従事者が不足している地域の後継者育成が急務である
防護柵の設置等に関する取組	・鳥獣被害防止総合対策交付金及びイノシシ等有害捕獲促進交付金を活用し、地区が主体となる防護柵整備を推進してきた ・上記とは別に、個人や農業法人等が整備する防護柵等への補助制度を実施 ・地区等が組織的に防護柵を整備するための意識醸成や合意形成を支援 ・柵設置後の維持管理の省力化を図るため、積雪に対応した恒常的な防護柵を普及	・大規模に防護柵を整備することによって獣類の行動が変化し、防護柵を設置していない等のエリアで被害が拡大した事例も確認されていることから、柵整備の取組をより広域化する必要がある ・ほぼ全ての圃場が防護柵の内側にある地域では、無理やり侵入するため柵が破壊される事例があることから、そうした有害個体を排除するため捕獲事業との円滑な連携を図る必要がある
生息環境管理その他の取組	・防護柵の整備等と併せた緩衝帯整備を推進してきた ・地区単位で実施する被害対策を検討する際には、放任果樹の存在を確認して可能な範囲で伐採するよう促した	・緩衝帯整備や放任果樹の伐採等を行う際に、地権者（所有者）の所在が不明又は同意が取れない場合があり、対策を実施する上での障害となっている

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕

獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲、被害防除、生息環境管理を3本柱として総合的な被害対策を推進していく。

○捕 獲

鳥獣被害対策実施隊を捕獲の実行部隊として捕獲体制の整備・強化を図りつつ、科学的な生息状況調査の結果を捕獲体制や捕獲手法に的確に還元することで町全域において面的な捕獲圧を高めていく。特に、捕獲圧が不足する箇所における積極的な捕獲を促すほか、広域的な防護柵を整備した箇所において柵沿いに出没する個体の効率的な捕獲を進める。

また、狩猟免許等の資格取得を目指す住民への情報発信を積極的に行い、捕獲従事者数の増加も目指す。

○被害防除

町全体の被害量を減少させるために地区等を主体とした広域的な防護柵整備を促しつつ、山間部等の耕作者単独で被害防除を実施せざるを得ない箇所については単独による自主的な防護柵整備も支援していく。

また、持続的な被害防除対策を図るための省力的管理を実現するため、積雪地域に適応した恒常柵の普及に努める。

○生息環境管理

地区等を主体とした広域的な防護柵の整備にあたり、柵設置箇所に面する林や藪の管理を行って緩衝帯を設けることを推奨し普及させる。

クリやクワ等の果樹が放任されている場合には、これを積極的に伐採して集落周辺が餌場とならないよう取り組む。

○ICT機器の活用

GPS発信器を用いた行動調査を実施して、対象獣の出没や行動圏を把握し、的確に被害対策を講じるための基礎情報を把握する。

捕獲においては、わなの作動を通知するICT機器等を活用してわなの見回りに掛かる捕獲従事者の負担軽減を図る。

また、ドローンを活用して、ニホンジカ等の生息状況調査を実施するとともに対策を実施する箇所の状況を俯瞰的に見える化して住民の合意形成支援等を加速化させる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

南会津町鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲に係る資格等を有する隊員に捕獲許可を交付して対象鳥獣の捕獲を実施する。被害や出没が多く発生する4月～11月には町内の定期巡回を行い、被害箇所の確認やわなの設置・見回りを実施する。

科学的な生息状況調査の結果と捕獲従事者のノウハウ等から効率的に捕獲が見込める捕獲時期、捕獲場所等について鳥獣被害対策実施隊及び有識者等と協議し、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に準拠した捕獲を実施する。

大型獣の捕獲にライフル銃が有効であることから、ライフル銃の所持を認められた鳥獣被害対策実施隊員については、安全性が確保される場合において使用を推奨する。

なお、錯誤捕獲が発生した場合には、危険性を十分に考慮し安全が確保できる事案においては麻酔を用いた放獣の実施に努める。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ ICT 機器等を活用した生息状況調査及び捕獲労力の省力化 ・ 上記調査結果等に基づく効果的かつ効率的な捕獲の実施 ・ 効率的な捕獲手法の実証及び捕獲従事者への普及 ・ 狩猟免許等の資格取得に関する周知 ・ ニホンザル、ニホンジカについては特定計画に基づく市町村管理事業実施計画を策定し町主体の個体数調整を実施
令和6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ ICT 機器等を活用した生息状況調査及び捕獲労力の省力化 ・ 上記調査結果等に基づく効果的かつ効率的な捕獲の実施 ・ 効率的な捕獲手法の実証及び捕獲従事者への普及 ・ 狩猟免許等の資格取得に関する周知 ・ ニホンザル、ニホンジカについては特定計画に基づく市町村管理事業実施計画を策定し町主体の個体数調整を実施 ・ ニホンジカ、イノシシについては、生息状況や前年度の捕獲実績に基づいて捕獲圧が不足するエリアを把握し、実施隊による捕獲を実施
令和7年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ ICT 機器等を活用した生息状況調査及び捕獲労力の省力化 ・ 上記調査結果等に基づく効果的かつ効率的な捕獲の実施 ・ 効率的な捕獲手法の実証及び捕獲従事者への普及 ・ 狩猟免許等の資格取得に関する周知 ・ ニホンザル、ニホンジカについては特定計画に基づく市町村管理事業実施計画を策定し町主体の個体数調整を実施 ・ ニホンジカ、イノシシについては、生息状況や前年度の捕獲実績に基づいて捕獲圧が不足するエリアを把握し、実施隊による捕獲を実施 ・ 上記エリアの地区住民で捕獲従事者を確保、育成
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ ICT 機器等を活用した生息状況調査及び捕獲労力の省力化 ・ 上記調査結果等に基づく効果的かつ効率的な捕獲の実施 ・ 効率的な捕獲手法の実証及び捕獲従事者への普及 ・ 狩猟免許等の資格取得に関する周知 ・ ニホンザル、ニホンジカについては特定計画に基づく市町村管理事業実施計画を策定し町主体の個体数調整を実施 ・ ニホンジカ、イノシシについては、生息状況や前年度の捕獲実績に基づいて捕獲圧が不足するエリアを把握し、実施隊による捕獲を実施 ・ 上記エリアの地区住民で捕獲従事者を確保、育成

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画、福島県ニホンジカ管理計画、福島県イノシシ管理計画、福島県ツキノワグマ管理計画、福島県カワウ管理計画に基づいた捕獲を実施する。 ○ニホンザル 特定計画に基づいたモニタリング（群れ評価）を実施して「南会津町ニホンザル管理事業実施計画」を策定し、群れの加害レベルに応じて定める捕獲計画に沿って個体数調整を実施する。 ○ニホンジカ 南会津町ニホンジカ管理事業実施計画を策定し、捕獲計画に基づいて個体数調整を実施する。計画の策定に当たってニホンジカの生息状況や被害発生状況等を調査する。 ○イノシシ イノシシによる被害は農作物だけでなく畦畔や未舗装路等の生活環境被害もあり、これらは通年発生することから、被害発生予察表に基づいた予察捕獲を実施する。 ○ツキノワグマ 人の生活エリアとツキノワグマの生息域をゾーニングし、人の生活エリアや場合によっては緩衝エリアにおいて出没又は被害を及ぼした加害個体を選択的に捕獲する。 ○ハクビシン 農作物被害（自家消費野菜類の被害含む）や家屋侵入等の被害をもたらす加害個体を排除するため、適切に有害捕獲を実施する。 ○カラス 被害の発生状況から捕獲実施の有無を判断し、捕獲の実施箇所や手法について鳥獣被害対策実施隊員と協議の上、必要数を捕獲する。 ○カワウ アユ等の放流時期に飛来して被害をもたらすことから、飛来当初に集中して漁業協同組合及び鳥獣被害対策実施隊と連携した捕獲を実施する。
(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度
ニホンザル	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：276頭※ ※令和５年度計画予定数を計上	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：271頭※ ※令和６年度計画数を計上	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：271頭※ ※令和６年度計画数を計上	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンザル管理事業実施計画による。 捕獲計画数：271頭※ ※令和６年度計画数を計上
ニホンジカ	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンジカ管理事業実施計画による。 捕獲計画数：652 頭※ ※現行計画（～R7）の計画数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンジカ管理事業実施計画による。 捕獲計画数：652 頭※ ※現行計画（～R7）の計画数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンジカ管理事業実施計画による。 捕獲計画数：652 頭※ ※現行計画（～R7）の計画数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画及びこれらに準拠して策定する南会津町ニホンジカ管理事業実施計画による。 捕獲計画数：652 頭※ ※現行計画（～R7）の計画数
イノシシ	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく。 捕獲計画数：60 頭※ ※令和３年度捕獲実績38 頭及び今後の生息数増加を見込んだ目標数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく。 捕獲計画数：50 頭※ ※令和５年度捕獲実績25 頭及び今後の生息数増加を見込んだ目標数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく。 捕獲計画数：50 頭※ ※令和５年度捕獲実績25 頭及び今後の生息数増加を見込んだ目標数	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく。 捕獲計画数：50 頭※ ※令和５年度捕獲実績25頭及び今後の生息数増加を見込んだ目標数
ツキノワグマ	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき、農作物被害の加害個体の捕獲及び人身被害の恐れがある場合の当該個体の捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき、農作物被害の加害個体の捕獲及び人身被害の恐れがある場合の当該個体の捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき、農作物被害の加害個体の捕獲及び人身被害の恐れがある場合の当該個体の捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づき、農作物被害の加害個体の捕獲及び人身被害の恐れがある場合の当該個体の捕獲を実施する。

ハクビシン	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画に基づき	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画に基づき	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画に基づき	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画に基づき
カラス	、被害発生状況に応じた必要数の捕獲を実施する。	、被害発生状況に応じた必要数の捕獲を実施する。	、被害発生状況に応じた必要数の捕獲を実施する。	、被害発生状況に応じた必要数の捕獲を実施する。
カワウ	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画並びにカワウ対策会津地域実施計画に基づき、方部別配分枠に応じた捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画並びにカワウ対策会津地域実施計画に基づき、方部別配分枠に応じた捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画並びにカワウ対策会津地域実施計画に基づき、方部別配分枠に応じた捕獲を実施する。	第13次福島県鳥獣保護管理事業計画及び福島県カワウ管理計画並びにカワウ対策会津地域実施計画に基づき、方部別配分枠に応じた捕獲を実施する。

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザル、ニホンジカ、イノシシは被害量が多く、年間を通して集落周辺で生息が確認されていることから、捕獲も通年実施する。 これ以外の鳥獣については、被害や出没状況に応じた適切な時期に捕獲を実施する。 ○ニホンザル 農繁期には箱わなや囲いわなによる捕獲を主とし、冬期間には十分な見通しが確保できるため銃器による捕獲も実施する。 ○ニホンジカ・イノシシ 冬期間以外の期間ではくくりわなによる捕獲を主とし、イノシシについては箱わなを用いた誘引捕獲も実施する。イノシシの誘引捕獲を実施する際には、ツキノワグマの錯誤捕獲対策のため箱わなに脱出穴を設ける又は迅速に麻酔を用いて放獣する。冬期間にはグループ猟等の銃器を用いた捕獲を実施する。 ○ツキノワグマ 農作物被害の加害個体の捕獲及び人的被害の予防を目的とした当該個体の捕獲に限り、その都度毎に有害捕獲許可を申請又は交付して捕獲を実施する。 ○ハクビシン・カラス 被害発生毎に有害捕獲を実施する。ハクビシンについてはわなによる捕獲とし、カラスは銃器によるものとする。カラスの銃器捕獲の実施場所については関係者間で十分に協議の上で決定する。 ○カワウ 鳥獣被害対策実施隊及び漁業協同組合と連携を図りつつ、銃器及びわな（釣り針捕獲）による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
わなや散弾銃（スラッグ弾）による捕獲が困難な場合やライフルを用いた方が効果的・効率的である場合において、ライフル銃の所持が認められた鳥獣被害対策実施隊員が周辺の安全が確保された状況で使用することを許可するものとする。

（注） 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南会津町	ニホンジカ カワウ

（注） 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	防護柵 10,000m※ ※R4実績及び今後の見込み数に基づく目標値	防護柵 8,000m※ ※R4実績及び今後の見込み数に基づく目標値	防護柵 5,000m※ ※R4実績及び今後の見込み数に基づく目標値	防護柵 4,000m※ ※R4実績及び今後の見込み数に基づく目標値

（注） 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	・柵の種類に応じた適正な効果が発揮されるよう指導、助言を行う ・柵周辺に出没が多い箇所においては花火による組織的な追い払いを実施する ・柵の効能低下の防止や迅速な修繕を図るため、組織的な管理体制の構築を支援する	・柵の種類に応じた適正な効果が発揮されるよう指導、助言を行う ・柵周辺に出没が多い箇所においては花火による組織的な追い払いを実施する ・柵の効能低下の防止や迅速な修繕を図るため、組織的な管理体制の構築を支援する ・省力的な柵管理に資するICT技術等の実証を行う	・柵の種類に応じた適正な効果が発揮されるよう指導、助言を行う ・柵周辺に出没が多い箇所においては花火による組織的な追い払いを実施する ・柵の効能低下の防止や迅速な修繕を図るため、組織的な管理体制の構築を支援する ・ICT技術等を活用した省力的な柵管理手法の普及を図る	・柵の種類に応じた適正な効果が発揮されるよう指導、助言を行う ・柵周辺に出没が多い箇所においては花火による組織的な追い払いを実施する ・柵の効能低下の防止や迅速な修繕を図るため、組織的な管理体制の構築を支援する ・ICT技術等を活用した省力的な柵管理手法の普及を図る

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・地区等の対策意欲の醸成及び向上を図るため講習会や勉強会を開催する ・地区等が実施する緩衝帯整備や放任果樹の伐採に関する合意形成及び地権者（所有者）の同意取得を支援する ・地区住民や農家等が行う追い払い用花火の購入費を補助し、地区等を対象とした勉強会において効果的な追い払い手法の普及を図る ・実施隊員を対象とした捕獲技術の向上及び法令等の遵守に関する講習会を開催し、狩猟事故や法令違反の防止を図る ・鳥獣の生息状況等について継続的なモニタリング調査を行い、調査結果をGIS等により見える化して捕獲計画の立案や地域住民の合意形成及び意識醸成に活用する

令和6年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ 地区等の対策意欲の醸成及び向上を図るため講習会や勉強会を開催する ・ 対象鳥獣がよく利用する箇所や移動経路となりやすいエリアにおける緩衝帯整備を促進する ・ 発信器により行動を把握しているニホンザルの群れの出没に合わせた効果的な追い払いを実施 ・ 実施隊員を対象とした捕獲技術の向上及び法令等の遵守に関する講習会を開催し、狩猟事故や法令違反の防止を図る ・ 生息状況調査結果や侵入防止柵の整備箇所等の対策実施結果をGIS等により一元的に管理する
令和7年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ 被害対策に関する講習会や勉強会、対策の実施を通して、地域の被害対策を担う人材育成を図る ・ 集落や圃場に隣接する手入れのされていない林野の適正な管理を促進する ・ 発信器により行動を把握しているニホンザルの群れの出没に合わせた効果的な追い払いを実施 ・ 実施隊員を対象とした捕獲技術の向上及び法令等の遵守に関する講習会を開催し、狩猟事故や法令違反の防止を図る ・ 生息状況調査及び被害対策結果を一元的に管理したGIS等のデータを基に、中長期的な被害対策の計画を協議、検討する
令和8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ ハクビシン カラス カワウ	・ 被害対策に関する講習会や勉強会、対策の実施を通して、地域の被害対策を担う人材育成を図る ・ 集落や圃場に隣接する手入れのされていない林野の適正な管理を促進する ・ 発信器により行動を把握しているニホンザルの群れの出没に合わせた効果的な追い払いを実施 ・ 実施隊員を対象とした捕獲技術の向上及び法令等の遵守に関する講習会を開催し、狩猟事故や法令違反の防止を図る ・ 生息状況調査及び被害対策結果を一元的に管理したGIS等のデータを基に、中長期的な被害対策の計画を協議、検討する

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

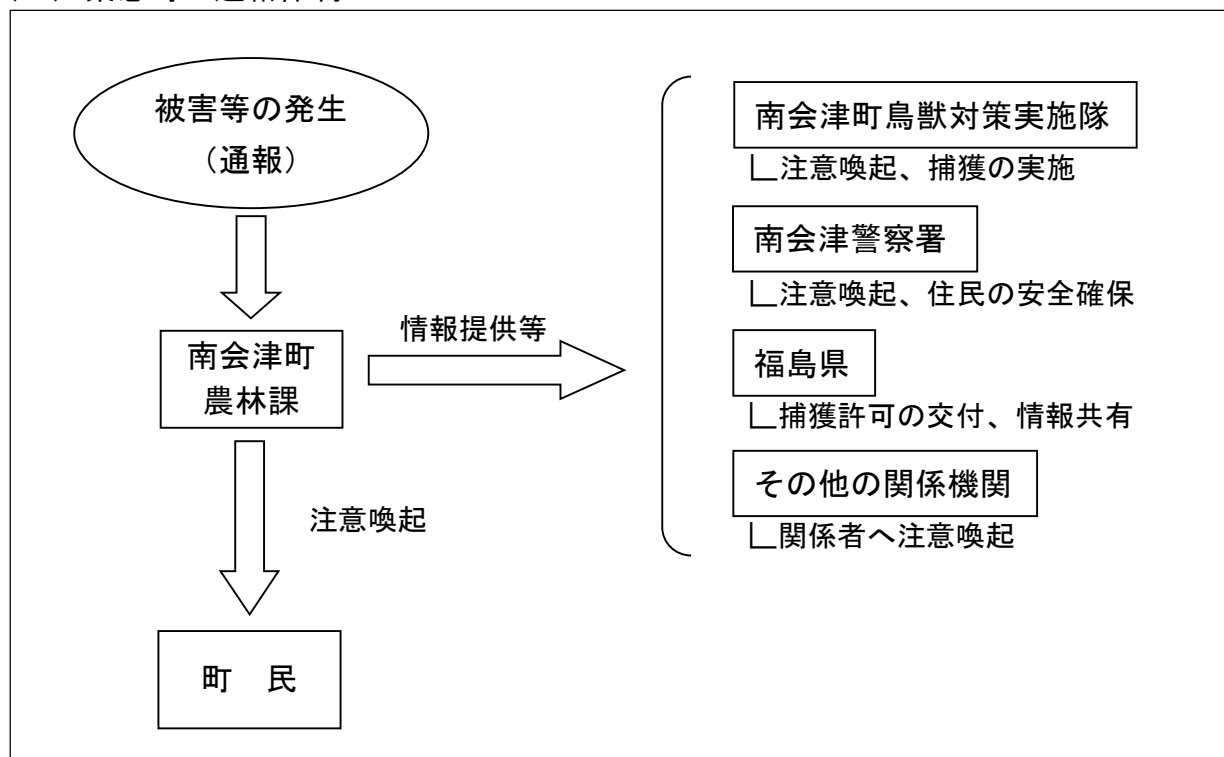
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南会津町	目撃・被害情報等の収集、地域住民への注意喚起、被害対策の実施・指導、捕獲許可の申請・交付、生息状況調査の実施、関係機関との連携調整を行う。
南会津町鳥獣被害対策実施隊	目撃・被害情報等の収集、地域住民への注意喚起、県又は町が交付する許可に基づく捕獲を実施する。
南会津警察署	出没等に関する情報提供、地域住民への注意喚起及び安全確保を行う。
南会津地方振興局県民環境部	捕獲許可の交付、捕獲等に関する指導・助言を行う。
南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	農林業被害に関する情報収集、農林業従事者等への情報提供・注意喚起、被害対策の実施及び指導・助言を行う。
会津よつば農業協同組合	農作物被害に関する情報収集、被害対策の指導・助言を行う。
福島県農業共済組合	毎年集計する農作物被害量に関する情報を関係機関へ提供する。
南会津東部非出資漁業協同組合 南会津西部非出資漁業協同組合	カワウの飛来・被害に関する情報収集、カワウの釣り針捕獲における技術協力を行う。

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲をした鳥獣は処理施設において焼却するか捕獲箇所等での埋設により適切に処理する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	ニホンジカについて町内に皮革利用を推進する事業体があることから、捕獲されたニホンジカの皮を事業体へ提供し有効利用することを推奨する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマについて、発信器等を用いたモニタリング調査又は学術研究を実施するため、これに適した個体に発信器等を装着して放逐する。 捕殺した個体の一部又は全部を活用するモニタリング調査又は学術研究に検体として提供する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

—

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南会津町鳥獣対策推進協議会
構成機関の名称	役割
南会津町	事務局及び会計、協議会に関する事務及び連絡調整を行う。
福島県猟友会南会津支部 田島分会 舘岩分会 伊南分会 南郷分会	捕獲等の被害対策に関する要望・助言、対象鳥獣の捕獲、目撃・被害情報等の収集を行う。
会津よつば農業協同組合	農作物被害に関する情報収集、被害対策の指導・助言を行う。
福島県農業共済組合	毎年集計する農作物被害量に関する情報を関係機関へ提供する。

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
南会津農林事務所 農業振興普及部 森林林業部	農林業被害に関する情報収集、農林業従事者等への情報提供・注意喚起、被害対策の実施及び指導・助言を行う。
南会津地方振興局 県民環境部	捕獲許可の交付、捕獲等に関する指導・助言を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 4 月 1 日より南会津町鳥獣被害対策実施隊を設置している。

鳥獣の捕獲に関する資格所持者等を町長が委嘱して編成しており、令和 6 年度は 85 名の隊員が所属する。

隊員は、行政職員、農林業従事者、農林業団体職員、地域住民によって構成され、業種及び地理的なノウハウを生かして被害対策に関する助言や対象鳥獣の捕獲を実施している。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

ICT 技術を有効活用して捕獲労力の省力化を図りつつ、生息状況調査結果に基づく戦略的な捕獲を実施する。

また、防護柵整備の広域化及び持続的な防護柵の維持管理のため、地区等を対象にした勉強会・講習会を定期的に開催し、地域住民の対策意欲の維持向上を図る。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南会津地方有害鳥獣被害防止対策会議（南会津農林事務所主催）や南会津地域ニホンジカ対策推進協議会（南会津地方振興局主催）、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会（同）、会津地域ニホンジカ対策推進協議会（県自然保護課主催）の会議にて南会津郡又は会津地域の他市町村と情報共有及び意見交換等を実施している他、尾瀬・日光国立公園ニホンジカ対策広域協議会の会議では県を跨いだ広域的な連携を図る場で情報提供を行っている。

また、南会津町・昭和村ニホンジカ被害広域対策協議会を設立して、ニホンジカの生息状況調査を専門家と共同で実施し、広域的かつ効率的なニホンジカ対策の体制整備に取り組んでいる。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。